

◎事業所のごみ減量化・資源化への取り組み

① 事業系ごみの現状と課題

■見良之・岩本健一

1 現状

一般論ではあるが、従来から「ごみ量は景気に比例する」と言われてきた。事の是非は別として、国の経済フレームが大量生産、大量消費、大量廃棄をベースに構築されてきた傍証とも言える。この定義からすると、バブル崩壊後の景気低迷期には、ごみ量が減少に転ずることになり、事実、多くの自治体のごみ量は、横這い若しくは減少傾向にある。

しかし、例外事例の一つが横浜市の事業系ごみである。市内の企業、事業所及び店舗などから排出される事業系ごみは、平成六年度は年間約四十三万トンから、平成十一年度には約六十三万トンと大きく増加し、指定都市では、大阪市に次ぐ収集量となっている。本稿では、本市の事業系ごみの現状、クリアす

べき課題と方向性等について考察したい。

2 本市事業系ごみの動向

① 中小事業所中心の事業活動

現在市内で経済活動を行なっている事業所や店舗の総数は、約十二万五千箇所に上ると推計（平成八年度・事業所企業統計調査）される。このうちいわゆる大規模事業所や大型小売店舗は、約二千六百（二・一％）程度に止まり、全体の約九八％は中小事業所が占める構成になっている。こうした産業構造がごみの排出傾向にも大きな影響を与えている。

② 収集運搬システムの変更

横浜市では、「事業活動に伴う廃棄物」事業者の自己処理責任」という廃棄物処理法の

基本理念に基づき、平成九年一月から全ての事業系ごみの有料化と市の許可業者による収集を実施している。事業系ごみの収集運搬に関しては、基本的に排出事業者と許可業者との対等な契約により実施されている。

3 本市事業系ごみの課題

① 減量化の推進

平成九年一月、本市が事業系ごみの全量有料化に踏み切った理由の一つに、有料化を契機に「ごみの減量」を推進する目的があった。しかし、その後の事業系ごみ量は、引続き増加傾向を示している（表一）。

従来、家庭ごみとして市が収集していたものが、許可業者収集に移った結果、事業系ごみとして表面化したこと。

- ① 事業系ごみの現状と課題
- ② キリンビール横浜工場のゼロエミッションの取り組み
- ③ 松下通信の資源化・減量化の取り組み
- ④ 商業のごみ減量化・資源化への取り組み

- 1 はじめに
- 2 本市事業系ごみの動向
- 3 本市事業系ごみの課題
- 4 今後の方向性
- 5 終わりに

表一 事業系ごみの推移

(トン)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業系ごみ 工場搬入量	428,298	456,405	498,136	550,951	581,353	628,938

④ダイオキシンの対策の一環として、民間焼却炉の使用制限、野焼きの禁止等が実施され、最終的なごみ量が増加したこと。

以上のような背景が考えられるが、いずれにせよ個別の原因追求では不十分であり、事業系ごみの増加をトータルに分析し、的確な減量化対策を講ずることが緊急課題となっている。

② 資源化の徹底

具体的に、事業系ごみの減量化を達成するためには、資源化の徹底を図ることが急務となるが、本市の事業系ごみの資源化状況を分析すると、概ね順調な取り組みを進めている大規模事業所と、資源化の立ち遅れが目立つ中小事業所とに大別できる。

大規模事業所（延床三千㎡以上の事業所又は延床五百㎡以上の大型小売店舗）から排出されるごみの資源化状況は、表1-2のとおりであり、最近では、ISO取得に意欲的な企業も多く資源化率が四〇%を超えている。

これに対し、全体の約九八%を占める中小事業所の資源化状況は、表1-3のとおりである。中小事業所については、一事業所から排出されるごみも少量であり、分別・資源化に手間がかかることなどから、資源化が進んでいない。品目別では、事業用ダンボールに代表される紙類の資源化に遅れが目立つ。

③ 公平性の確保

本市の事業系ごみ全量有料化は、全ての事業者等に等しく適用される制度であり、例外はない。しかし、一部の繁華街等では、事業者

がルールを無視して、事業系ごみを家庭ごみに紛れて排出する等の行為も散見される。「事業者間の公平制度の根幹」を揺るがす不法投棄は断じて認められない。

④ 分権化の推進

地域の事業所から出されるごみの適正処理、減量化・資源化は、日々の地道な取り組みが重要であり、排出現場でのタイムリーな対応がポイントとなる。そのためには、現在、局段階で有している各種の指導機能等を各区の収集事務所に移管し、迅速且つ効率的な実施体制の整備が求められている。

4 今後の方向性

① 発生抑制の意識醸成

事業系ごみ有料化の徹底を図る中で、事業者に対して、ごみを出さないことが、結果として事業コストの削減に資することを繰り返し訴え、ごみの発生抑制に対する共通意識を醸成していくことが重要となる。

② 中小事業所の資源化推進

個別では資源化に取り組み難い中小事業所の現状を踏まえ、資源回収の共同化・集約化を実現していくことがポイントになる。具体的には、商店街単位等の地域別、又は事業所の業種・業態別に事業用ダンボール等を共同回収することなど、簡易に実施出来るところからの取り組みが急がれる。

③ 地域発の具体的な取り組み

事業系ごみは、排出源に応じて形状・成状が様ではなく、画一的な減量化・資源化は馴染まない。商店街のダンボール、飲食店街の厨芥類、中小部品メーカーの金属類といったその地域の最大公約数を無理のない形で資源化する地域発の具体的な取り組みが望ましい。

④ 徹底した現場主義の導入

事業系に限らず、一般にごみ処理の成否を分けるポイントは、如何に水際で対処できるかにかかってくる。具体的には、毎日の収集作業の中で、排出源に常時接している現場での職員による適正排出及び資源化指導が有効であると考える。

5 終わりに

事業系ごみは、当然のことながら経済活動によって生じた廃棄物であり、ビジネス戦略や企業行動と密接不可分である。このため廃棄物の減量化・資源化を働きかけていく場合、循環型社会の重要性といった一般論からアプローチには限界がある。今後は、企業の社会的責任に併せ、ごみの発生抑制、減量化及び資源化への取り組みが、ビジネス面でもメリットがあること、ひいては、企業経営の重要なファクターに成りうることを積極的に働きかけていくことが重要と考える。

△二見川環境事業局事業系ごみ対策課長／岩本 同担当係長

表1-3 中小排出事業所の資源化状況 (トン)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度
資源化量	11355	16722	26810

表1-2 事業用大規模建築物の一般廃棄物の発生量 (廃棄量・資源化量) の推移 (トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
資源化量	112304	120377	141527	140605	136831
廃棄量	168199	158145	175557	188045	182553
資源化率	40.0%	43.2%	44.6%	42.8%	42.8%